

あっせんの申立てについて

1 概 要

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る県の損害については、これまで、平成23年度から令和元年度までにおいて事故被害対策に要した事業費及び人件費について、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）に対し、賠償請求を行ったところ、平成30年度分まで一部が賠償され、不払い額が生じている。

本県としては、当該事故により被った損害は全額賠償されるべきとの基本スタンスに立ち、これまで、平成27年度の不払い分まで、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「ADRセンター」という。）に対し和解の仲介（あっせん）の申立てを行っており、そのうち、平成23、24年度分については、平成29年4月に和解したところである。

この度、新たに平成28～30年度分の不払い額の和解の仲介（あっせん）の申立てを行うこととし、議会の議決を求めるもの。

単位：円

年 度	損害賠償 請求額	東京電力 不払い額	和解の仲介（あっせん）		
			申立時期	和解時期	和解額
平成23年度	427,533,730	96,491,126	H27.3	H29.4	133,989,701
平成24年度	774,030,879	161,483,221	H27.3		135,630,299
平成25年度	590,098,238	186,143,548	H29.7	審理中	
平成26年度	431,268,749	184,417,873	H29.7		
平成27年度	328,620,675	151,850,374	H30.1		
平成28年度	329,607,496	156,073,488			
平成29年度	420,115,502	249,408,595		今回の申立	
平成30年度	302,883,184	150,336,533		今回の申立	
令和元年度	341,149,361	未合意	—	—	—
合 計	3,945,307,814	1,336,204,758			269,620,000

2 和解仲介の申立て先

原子力損害賠償紛争解決センター（東京都港区西新橋一丁目5番13号）

3 和解仲介の申立て内容

（1）申立ての概要

平成28年4月1日から平成31年3月31日までに生じた、東京電力福島

第一原子力発電所事故被害対策に要した費用から、これまで損害賠償金として受領した額を除いた額（不払い額）を支払うよう、和解の仲介を求めるもの。

また、当該費用に係る遅延損害金も合わせて支払うよう求めるもの。

- | |
|-----------------------------|
| ① 申立て予定額 5億5,047万1,875円 |
| ② 申立て予定額に対する遅延損害金（年5%） |
| ③ 既に受領した損害賠償金に対する遅延損害金（年5%） |

（2）申立て予定額の内訳（知事部局のみ） (単位：円)

事業年度等	区分	損害賠償請求額	東京電力不払い額	不払い率	和解仲介申立て予定額
平成28年度 (第8次)	事業費	244,262,383	70,728,375	29.0%	66,073,872
	人件費	85,345,113	85,345,113	100%	85,345,113
	小計	329,607,496	156,073,488	47.4%	151,418,985
平成29年度 (第9次)	事業費	332,848,761	162,141,854	48.7%	161,449,616
	人件費	87,266,741	87,266,741	100.0%	87,266,741
	小計	420,115,502	249,408,595	59.4%	248,716,357
平成30年度 (第10次)	事業費	223,306,613	70,759,962	31.7%	70,759,962
	人件費	79,576,571	79,576,571	100.0%	79,576,571
	小計	302,883,184	150,336,533	49.6%	150,336,533
計	事業費	800,417,757	303,630,191	37.9%	298,283,450
	人件費	252,188,425	252,188,425	100.0%	252,188,425
合計		1,052,606,182	555,818,616	52.8%	550,471,875

※平成28、29年度事業費の東京電力不払い額と和解仲介申立て予定額とが異なるのは、下水道課が知事部局から企業局に所属変更となった平成31年4月以降に、当該年度の一部賠償合意したことから、賠償金の支払先が企業局となり、和解仲介申立て予定額から除外したことなどによる。

4 和解仲介を申し立てる理由

- 県が平成28～30年度に事故被害対策に要した事業費及び人件費について、東京電力に第8～10次請求として請求したところ、平成31年3月、令和2年9月、令和3年7月にそれぞれ一部が支払われたが、風評被害対策等の一部の事業費や人件費全額については支払われず、県側の主張は認められなかった。
- このことから、ADRセンターに対し、東京電力が平成28～30年度の不払い額及び遅延損害金を支払うよう申立て、公平な第三者機関の和解の仲介（あっせん）を受けるものである。